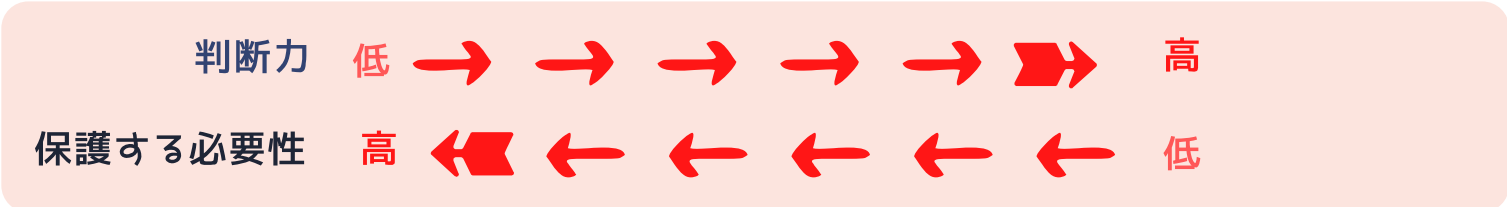




[制限行為能力者制度まとめ]

宅建試験・権利関係



成年被後見人

未成年者

被保佐人

どういう人

判断力0
&
後見開始の審判

18歳未満

判断力が著しく不十分
&
保佐開始の審判

保護者

成年後見人

親権者
OR
未成年後見人

保佐人

保護者の権限

★成年被後見人の居住している建物や敷地の売却や賃貸借等を行うときは家庭裁判所の許可が必要。

取消権 追認権
代理権

取消権 追認権
代理権 同意権

取消権 追認権
同意権
(家庭裁判所の審判で付与された場合のみ代理権)

同意権がないから↓↓

取り消せる契約

同意を得ておこなった損をしない契約も日用品の購入以外は全て取り消せる

同意なしにした損をする契約

同意なしにおこなった大損する恐れのある重大な契約※1

※1
 1 土地&建物の売買 2 5年を超える土地の賃貸借・3年を超える建物の賃貸借 3 増築改築等の契約・発注 4 保証人になること・借金をすること
 5 高額商品の売買 6 贈与をすること・贈与や遺贈を放棄すること 7 1~5の行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること